特定事業所集中減算の概要について

１．特定事業所集中減算とは

　毎年度２回、保険者が居宅介護支援事業所の作成した居宅サービス計画について判定し、各居宅サービスについて同一法人の事業所の割合が80％を超える場合に、すべての利用者に対して1月につき1件200単位を半年の間減算します。特定事業所集中減算が適用されている期間は、特定事業所加算を算定することができないためご注意ください。

　なお、正当な理由の範囲に該当する計画がある場合は、その分を除外して計算します。

２．判定期間及び減算適用期間

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 判定期間 | 減算適用期間 | 届出期日 |
| 前期 | 前年度３月１日から当年度８月末日 | 当年度10月１日から３月31日 | ９月15日まで |
| 後期 | 当年度９月１日から当年度２月末日 | 次年度４月１日から９月30日 | ３月15日まで |

　※届出期日が閉庁日の場合、直前の開庁日が届出期日となります。

３．判定対象サービス

・訪問介護

・通所介護

・地域密着型通所介護

・福祉用具貸与

※地域密着型通所介護は、通所介護と合わせて紹介率を計算することができます。

４．判定方法

　判定期間に給付管理された居宅サービス計画（予防含まず）につき、サービスを位置付けた居宅サービス\*ごとに、最も紹介件数の多い法人（「紹介率最高法人」）に位置付けられた計画数の割合を算出し、いずれかのサービスのうち一つでも80％を超えた場合、減算適用期間は居宅介護支援費がすべて減算されます。ただし、正当な理由の範囲に該当する計画がある場合は、その分を除外して計算します。

＊サービスが位置付けられていれば、サービス利用の有無にかかわらず算定対象としますが、居宅サービス計画が介護報酬の請求対象とならない場合は除きます。

　＜例：訪問介護の場合＞

株式会社Ａ：１件、２件、３件・・・21件

社会福祉法人Ｂ：１件、２件・・・18件

プラン26

エ 事業所

プラン３

イ 事業所

プラン２

ア 事業所

ウ 事業所

プラン１

ア 事業所

イ 事業所

・・・

※ア、イ：株式会社Ａが運営する訪問介護事業所

　ウ、エ：社会福祉法人Ｂが運営する訪問介護事業所

株式会社Ａ：訪問介護を位置付けた居宅サービス計画26件のうち、株式会社Ａが運営する事業所に位置付けられた計画数は21件なので・・・　21÷26×100≒**80.7％**

社会福祉法人Ｂ：訪問介護を位置付けた居宅サービス計画26件のうち、社会福祉法人Ｂが運営する事業所に位置付けられた計画数は18件なので・・・　18÷26×100≒69.2％

　このような計算を、居宅サービスごとに行い、いずれかで80％を超えている場合、特定事業所集中減算の対象となります。上記の例では、訪問介護について株式会社Ａに位置付けられた計画数割合が80.7％と80％を超えているため、正当な理由がなければ減算対象となります。

　実際の計算については、「特定事業所集中減算届出書に係る計算書」等を活用してください。

５．提出方法について

（１）特定事業所集中減算に係る算定結果が80％を超えていたサービスが一つでもあった場合

　正当な理由の有無に関係なく、「特定事業所集中減算届出書」及び80％を超えたサービスの「特定事業所集中減算届出書に係る計算書」を届け出てください。「特定事業所集中減算届出書に係る計算書」は、利用者ごとにどの法人を位置付けたのかわかるものであれば任意の様式でも差し支えありません。

（２）新規に減算となる場合又は減算でなくなる場合

　（１）の書類に加えて「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を添付して提出してください。

（３）紹介率最高法人の事業所がサービスごとに３事業所以上の場合

　（１）の書類に加えて「同一法人事業所一覧」も添付してください。

（４）正当な理由を届け出る場合

　（１）の書類に加えて「正当な理由の範囲」を添付してください。ただし、「正当な理由の範囲」のうち⑤・⑥・⑦・⑧の理由を届け出る場合は、さらに以下の書類が必要となります。

⑤の場合：

　・計算で除外するケアプラン等の写し

　・利用者が事業所を希望したことがわかる書類の写し

　　※記入日・希望する事業所･サービス名･希望する理由･利用者の氏名･署名又は押印があること

　・地域ケア会議等でケアプランについて支援内容の意見･助言を受けていることがわかる書類

　　※支援内容の意見･助言内容が具体的にわかる書類であること

⑥の場合：

　・正当な理由の範囲に係る事業所一覧

⑦⑧の場合：

　・正当な理由の範囲に係る事業所一覧

　・計算で除外するケアプラン等の写し

６．その他

　「特定事業所集中減算届出書」及び各サービスの「計算書」については、80％を超えるサービスがなかった場合も、事業所で５年間保管してください。

以上